NPO 法人ひょうご消費者ネット 通信

NO.10　2015.1.16

通信１０号　　理事長の言葉

「日本の消費者団体制度」（その１）

理事長　山﨑　省吾

１，はじめに

前回通信９号で，私は、「新任理事長としてのご挨拶」をいたしました。

挨拶にあわせて、わが「ひょうご消費者ネット」が消費者庁の監督の下で、この５月末まで適格消費者団体としての認定更新が困難な状況に立ち至っていたこと、そしてなんとか５月２９日にこの危機をぎりぎり乗り越えて認定更新に至ったことを報告しました。次の更新時期まで少なくとも３年間は「ひょうご消費者ネット」が適格消費者団体として存続し続けられるようになったことは、兵庫県とその近隣における消費者被害を防止する意味において実は大変意義深いことだと申し上げたのでした。

２，今後の「理事長の言葉」シリーズ

これを受けて、私は、「理事長の言葉」シリーズとして、今後何回かに分けてあらためて「適格消費者団体」とはどういう制度なのか、日本の「消費者団体制度」はどうあるべきなのか、私達はどう行動すべきかについて考えていきたいと思います。

具体的な内容としては、①日本の消費者団体制度はどうなっているか②世界の消費者団体制度はどうなっているか ③我が国に「適格消費者団体制度」がつくられた理由と経緯はどうか ④適格消費者団体の制度の概要について ⑤消費者団体訴訟制度・差止め請求訴訟制度とはどういうものか ⑥２年後に発効する「集団的消費者被害救済制度」とはどういうものか ⑦日本の消費者団体制度の何が問題か ⑦今後日本の消費者団体制度はどうあるべきか ⑧ひょうご消費者ネットの目指す道はどうか・・・こういうことを順次お話ししていきたいと思います。どうか、おつきあい下さい。

３，日本の消費者団体のすがた（その１）

今回からは，日本の消費者団体の姿についてお話しします。

日本の消費者団体は錯綜していると思います。代表的な消費者団体としては、「全国消費者団体連絡会（いわゆる消団連）」、「主婦連合会（いわゆる主婦連）」、「全国消費生活相談員協会（いわゆる全相協）」、他にも「日本消費者連盟」や「日本消費者協会」「全国消費者協会」、さらには「日本クレジットカウンセリング協会」もあります。消団連によく似た団体としては生団連（国民生活産業・消費者団体連合会）がありますし、ほかにも日本生協連や全生協・都道府県生協などに代表される生活協同組合や、企業の消費者相談窓口の団体であるＡＣＡＰ（消費者関連専門家会議）もありますし、弁護士会の消費者保護委員会もあります。さらに、公的組織として、国民生活センターや地方の消費生活センターも存在していて、これらの各団体・組織の関係をきちんと理解するのはなかなか難しいのです。

そして、これらの既存団体・組織以外に、平成１９年６月に消費者契約法が成立してこの消費者契約法によって「適格消費者団体」が全国にこれまで１２団体がつくられてきており、いずれも消費者庁による「監督」の下で組織されています。ひょうご消費者ネットはこの１２団体のうちの１つなのです。これ以外に適格消費者団体を目指す地方組織がいくつかありますし，消団連を組織する地方消費者連絡組織がいくつかあります。

どうしてこんなにいろいろな消費者団体が存在するのでしょうか。

歴史的にみると、昭和２３年にまず「主婦連」が不良マッチ退治をスローガンに結成されてこれまで歴史的にも成果を上げてきましたが、この団体は女性団体でもあり全国的な消費者運動の結節点にはなりませんでした。その後昭和３０年代に発生した森永ヒ素ミルク事件、サリドマイド事件などの薬害事件を受け、さらには、ラルフ・ネーダー氏らによるアメリカ消費者運動の影響も受けて、昭和４３年に我が国にも消費者保護基本法が制定されました。しかしこの頃からずっと我が国の「消費者運動」は、国民生活センターや地方公共団体の消費生活センター等による「行政主導」の歴史であったと思います。消費者団体は「主役」でなかったしあまり力が強くなかった。

昭和４５年には日本消費者連盟が設立されて、これと主婦連が結合して昭和５６年に「消団連」ができました。その後も、いろいろな「問題対応型の消費者団体」が作られてきましたが、みな自然発生的で、下からの消費者運動であったものの統一的団体ではありませんでした。日本の消費者問題はあくまで行政主導であって、行政が問題企業をいかに統制するかという側面ばかりが重視されてきて「消費者団体」を法的に整備するようなステージまで至りませんでした。政治的にみると本来ならば「消費者」は大きな力を持っているはずなのに、被害に遭った消費者は常に泣き寝入り状態で放置され、消費者が全国的な消費者団体を統一的に組織して、強い発言力を国家に対し持つという事態が全く想定されてきませんでした。被害救済も後手後手だったのです。

実は，日本の消費者団体制度は，諸外国とは大きく異なって特殊な姿をしているようです。次回には、日本の消費者団体について若干のコメントを補足したのち、他の国と比較して日本の消費者運動・消費者団体がどう変わっているかについてお話しします。

（つづく）

兵庫県交付金事業

「知ってください“ひょうご消費者ネット”を！♪あなたの身近にこんな消費者問題の専門家がいます」

の第一弾として「遊んで学ぼう！♪　大人も子どもも寄っといで♪」を実施しました。

2014 年 10 月 18 日（土） 19 日（日）県立明石公園「千畳芝」兵庫県民農林漁業祭にイベント参加。

これは、広く一般消費者にひょうご消費者ネットを広報するために企画した事業です。

NPO 法人 C・キッズ・ネットワークへの委託事業として、大型すごろくでおやつについて学び、おみやげには NPO 法人ひょうご消費者ネットと東播磨県民局の紹介が裏面に入ったおやつスゴロクを配布しました。また、NPO 法人ひょうご消費者ネットを紹介するパネルを展示して、共感寄付の冊子も配布しました。

ひょうご消費者ネットを紹介する **パネル**

講座風景

陣中見舞の
山崎理事長のお姿も！

当日の配布物

第 11 回　ＮＰＯ法人ひょうご消費者ネット　シンポジウム

自分らしい暮らし方を考える“正しい終活あれこれ”のご案内

日時：平成27年1月24日（土）　13;30～16:30

会場：三宮コンベンションセンター

＜ポートライナー「貿易センター」徒歩 1 分、ワンノットトレーズビル 5F＞

兵庫県交付金事業

「知ってください“ひょうご消費者ネット”を！♪あなたの身近にこんな消費者問題の専門家がいます」

の第二弾として今年は、事業者団体のＡＣＡＰと適格消費者団体である ひょうご消費者ネットがしっかりとタッグを組んで開催する一味違ったシンポジウムを開催します。

ＡＣＡＰとは、公益社団法人消費者関連専門家会議の略称で、企業や事業者団体の消費者担当部署で日々消費者の声に接している責任者が業種を超えて集う組織です。

まず、基調講演では、デパート経営の専門家から「良い物を見極める目」について、その真髄を解説していただきます。そして、終活と言えば、様々テーマがありますが、人生の終わり方については、コネットが寸劇で紹介します。しかし、終りまでの生き方が大切です。

今回は、6 つのテーマ【遺言】【年金】【相続】【お墓・お葬式】【金融・投資】【成年後見制度】について、○×クイズで楽しく切り込みます。

クイズが終わるころには、マイライフをプロジュースしている。そんなご自分を発見できるかもしれません。また、事業者様ご提供のお土産もついています。是非、ご参加ください。　　－ 酒井　富美子 －

共　感　寄　付　に　つ　い　て

公益財団法人ひょうごコミュニティ財団が、兵庫県内で社会問題の解決に取り組む市民活動団体を寄付で支援する、「共感寄付」を運営しています。

平成２６年１１月１日から平成２７年２月末まで、「共感寄付」経由で、ひょうご消費者ネットを指定して寄付ができるようになりました。

共感寄付で、ひょうご消費者ネットを指定して寄付すると、同財団からひょうご消費者ネットに寄付金が渡る仕組みです。

この共感寄付については、税制優遇があり、所得税は、（寄付額から 2000 円を引いた額）×40%の金額が税額控除されます。

市民税は、神戸市民であれば、（寄付額から 2000 円を引いた額）の６％が税額控除されます。なお、県民税及び神戸市以外の市町民税については、控除がありません。

仮に、１万円を寄付した上で、平成２７年２月～３月に上記財団から発行される領収証を添付して確定申告をすると、神戸市民の場合には、３６８０円が税額控除されます（神戸市民以外の場合には３２００円が税額控除）。１万円寄付したわけですが経済的負担は６３２０円となります（神戸市民以外の場合には６８００円）。

ひょうご消費者ネットに対する、共感寄付による支援をお願いします。

大石先生からリレートークのバトンを受け取りました吉江です。

さて、趣味について、少し、書いてみたいと思います。私も、音楽が好きで、聴いたり、楽器をしたり、はたまた、曲を作ってみたりするのですが、今回は、曲を作ってみたりすることについて、書こうと思います。

曲を作ってみることは、おもしろいもので、自分では気付かなかった自分の気持ちに気付くことがあるのです。どういうことかと言いますと、曲の作り方と関係しているような気がします。私は、ふと思い浮かんだメロディーの切れ端を集めておくタイプです。そうやってできた、たくさんの切れ端は、ある時ふと、一つの曲として、まとまっていくことがあるのです。それぞれの切れ端は、思い浮かんだ季節や時間、場所も違います。それらが、一つの曲として、まとまるのです。曲をあらためて聴いてみると、メロディーやコードの雰囲気から、気付かなかった気持ちに気付くのです。それは、あたかも、霊が成仏したかのような感覚です。これがまた、曲作りの楽しみでもあるのです。

とはいうものの、できた曲のクオリティーの低さに、愕然とするのですが、趣味としては、かまわないだろうと自分に言い聞かせています。けれども、なんだか、いつかは、名曲が生まれるような気がしてなりません。

ということで、次は、藤原理事にリレートークを引き継ぎたいと思います。ありがとうございました。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット